■議案第６８号　四万十町短期滞在型宿泊施設条例について

【要旨】

本町では、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少対策として移住施策に取り組んでおり、その一環として、これまで町内に３棟のお試し滞在住宅を整備しています。

お試し滞在住宅の入居期間は１か月以上３か月以内となっていますが、現状では、１日から数日といった更に短期間の利用ニーズもあることから、より多くの潜在的な移住希望者に本町を訪れていただくことを目的に、高知県から取得した旧県職員住宅のうち独身寮１棟を改修し、短期滞在型宿泊施設として施設整備を進めています。

本議案は、平成２９年度中に完成予定の当該施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第２４４条の２第１項の規定により、施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例を制定するものです。

【四万十町短期滞在型宿泊施設の概要】

位　　置	四万十町古市町２２番１
建　築　年	昭和６１年
構　　造	鉄筋二階建
床　面　積	１階（談話室１室、個室４室）　163.61 ㎡ ２階（談話室１室、個室４室）　150.15 ㎡
利用対象者	町内への移住を検討している者
利用料金 （1 泊当たり）	１人で利用　3,000 円／１人 ２人で利用　2,000 円／１人 ３人以上で利用　1,500 円／１人 ※消費税及び地方消費税が別途加算されます。

【改修前の建物の写真】